

取 議 発 第 9 7 号
平成20年11月20日

取手市議会議員
様

取手市議会議長
赤 羽 直 一

平成20年第4回取手市議会定例会招集について（通知）

来る11月27日（木）、平成20年第4回取手市議会定例会を招集する旨、別紙写しのとおり告示されましたので、当日は午前10時までに議場に参集されるよう通知いたします。

取手市告示第220号

平成20年第4回取手市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年11月20日

取手市長 藤井信吾

1 期 日 平成20年11月27日

2 場 所 取手市議会議場

取 議 発 第 9 8 号
平成20年11月20日

取手市長
藤 井 信 吾 様
取手市教育委員会委員長
倉 持 一 美 様
取手市農業委員会会長
齊 藤 繁 様
取手市選挙管理委員会委員長
塩 谷 満 枝 様
取手市代表監査委員
中 山 健 幹 様
取手地方公平委員会委員長
浅 野 孟 様

取手市議会議長
赤 羽 直 一

出席要求について

地方自治法第121条の規定により、平成20年第4回取手市議会定例会に出席されるよう要求します。

平成20年11月20日

取手市議会議長
赤羽直一様

議会改革調査特別委員会
委員長 倉持光男

議会改革調査特別委員会中間報告書

本委員会は、会議規則第45条の規定により、別紙のとおり中間報告いたします。

今回の委員会にて決定したもの（10/29）

- 1 小泉議員からの提案事項について
 - ・ 請願上程の際の説明は、本人が希望すれば提出者に発言させること…否決
 - ・ 議会図書室の充実…賛成（全員賛成）

- 2 本会議中心主義と同時に、質疑は、論点を明確にするため、一問一答方式による運営を試行していただけないか？
→一般質問を除き、すべての質疑は、12月定例会において一問一答方式を試行する。

- 3 本会議中心主義等の試行方法について
 - ①質疑の持ち時間を何分にするか？
→答弁を含まず、質疑のみで一日程10分。

 - ②答弁は、部長まででなく、課長まで登壇できることとしていいか？
→OK

 - ③議員は、どこで質疑、質問するか？登壇席？クエスチョン席？（どこに設置）自席？
→クエスチョン席を議員席と説明員席の間に設け、そこで質疑を行う。

 - ④執行部は、どこで答弁するか？登壇席？自席？
→登壇席。

 - ⑤陳情は委員会付託でよろしいか。（紹介議員等、答弁者がいないため。）
→陳情は委員会付託とする。

 - ⑥会期中、委員会開催は、同時開会でよろしいか？
→委員会は、委員長同士の協議により、午前、午後時間差で開催する。

 - ⑦会期中の委員会は、どの範囲の審査を行うか。
→所管事務調査、陳情、継続審査案件、参考人出席要求のため付託された請願審査。

 - ⑧会期日程案をどうしますか？
→別紙NO2

 - ⑨議員提出議案の提出期限をいつにしますか？
→いつでも提出できるが、最終日の3日前までに提出するものとする。

 - ⑩請願・陳情の提出期限をいつにしますか？
→従来どおり、会期日程を決める議会運営委員会の前日17時まで。

平成20年第4回取手市議会定例会会期日程（案）（別紙NO2）

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事
1	12/1	月	本会議	午前10時	開会、議案上程・提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決
2	12/2	火	本会議	午前10時	一般質問（最大7人）
3	12/3	水	本会議	午前10時	一般質問（最大7人）
4	12/4	木	本会議	午前10時	一般質問（最大7人）
5	12/5	金	本会議	午前10時	一般質問（最大7人）
6	12/6	⊕	休 会		
7	12/7	⊕	休 会		
8	12/8	月	本会議	午前10時	議案質疑
9	12/9	火	本会議	午前10時	議案質疑
10	12/10	水	本会議	午前10時	議員提出議案上程・説明・質疑 請願上程・説明・質疑 陳情上程・付託
11	12/11	木	委員会		
12	12/12	金	委員会		
13	12/13	⊕	休 会		
14	12/14	⊕	休 会		
15	12/15	月	委員会		
16	12/16	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

今回の委員会にて決定したもの（11/20）

- 1 第4回定例会における、本会議中心主義、一問一答方式による試行方法について
 - ・議員提出議案や請願紹介議員への質疑の際、答弁する議員は自席と登壇席の往復か？それとも、クエスチョン席の反対側に机と椅子を設け、そこに着席→登壇の形か？
 - クエスチョン席の反対側に机と椅子を設け、質疑があった場合は、答弁者は、1回目の質疑に対する答弁以降は、そこに着席する。その案件に対する質疑終了後、自席に戻る。

- 2 執行部に反問権（一般質問において議員の質問終了後に、希望する執行部が議員に対し、その質問内容について問い質すこと）を認め、議員の質問への疑問を問い質せる場を設けていくべきではないか？
 - 平成20年第4回定例会から執行部に反問権を認める。
 - 方法としては、
 - ・執行部が答弁のため登壇した際、冒頭に「反問いたします。」と宣告して反問し、その後、議員の質問に対する答弁を行う。また、反問された議員は、次の登壇の際、冒頭に「反問にお答えします。」として答弁してから質問に入る。
 - ・反問できる執行部の人数は、1議員の一般質問に対し、課長職以上5人以内とする。
 - ・反問があった議員の一般質問時間は申し合わせの「3回以内または60分以内」を「3回以内または70分以内」とする。「反問します」と宣告しないものは反問とは認めず、時間の延長措置は取らない。

(運用例)

- A議員質問 → 市長反問・答弁 → 教育委員長反問・答弁
- A議員反問に対する答弁・2回目の質問 → 市長反問・答弁 → 教育長答弁
- A議員反問に対する答弁・3回目の質問 → 市長答弁

平成20年11月27日

取手市議会議長
赤羽直一 殿

取手市議会議員 小嶋 吉浩
" 小泉真理子
" 朝比奈通子
" 結城 繁
" 吉田 宏
" 金澤 克仁

投票による表決要求書

本日の会議で行う議案第66号、議員提出議案第9号についての表決は、記名投票で行うよう
会議規則第71条第1項の規定により要求します。

議案第66号 取手市長，副市長，教育長及び職員の給与の特例に関する条例についてに対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり，地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出する。

平成20年11月27日

取手市議会議長 赤羽直一 殿

発議者	取手市議会議員	結城 繁
〃	〃	朝比奈通子
〃	〃	小嶋 吉浩

発議理由

市長は，市の最高責任者であり，副市長や教育長との責任の違いを明確にするべきであり，市長の減額率の増を求めるもの。

議案第66号 取手市長，副市長，教育長及び職員の給与の特例に関する条例についてに対する修正案

議案第66号 取手市長，副市長，教育長及び職員の給与の特例に関する条例についての一部を次のように修正する。

第2条を次のように改める。

(市長及び副市長の期末手当の特例)

第2条 市長に対し平成20年12月に支給する期末手当の額は，特別職給与等条例第4条の規定にかかわらず，同条の規定により算定した額から当該額に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 副市長に対し平成20年12月に支給する期末手当の額は，特別職給与等条例第4条の規定にかかわらず，同条の規定により算定した額から当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。

議案第73号 平成20年度取手市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり，地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出する。

平成20年12月8日

取手市議会議長 赤羽直一様

発議者	取手市議会議員	細谷 典男
〃	〃	倉持 光男
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	佐藤 隆治

発議理由

金融危機に端を発した雇用不安を解消するため，委託業務のうち人件費割合が多くを占める事項について長期継続契約を行うため。

議案第73号 平成20年度取手市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

議案第73号 平成20年度取手市一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正する。

第2表 債務負担行為補正の表中

「

取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託	平成20年度から平成21年度まで	4,300
------------------------	------------------	-------

」

を

「

取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託	平成20年度から平成23年度まで	12,900
------------------------	------------------	--------

」

に、

「

取手駅東西口駅前広場及びギャラリーロード清掃業務委託	平成20年度から平成21年度まで	9,970
藤代駅自由通路清掃業務委託	平成20年度から平成21年度まで	910

」

を

「

取手駅東西口駅前広場及びギャラリーロード清掃業務委託	平成20年度から平成23年度まで	29,910
藤代駅自由通路清掃業務委託	平成20年度から平成23年度まで	2,730

」

に改める。

議員提出議案第4号

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり, 地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月10日

取手市議会議長
赤羽直一様

提出者	取手市議会議員	高木 晶
〃	〃	貫井 徹
〃	〃	小泉真理子
〃	〃	細谷 典男

提案理由

取手市議会議員選挙から半年、新たに議会議員として市民の付託を受けた議員の参加で、議会での論議が活発化され、議会の改革も前進している。国政・地方政治問わず、政治と金の問題が後を絶たず、当議会でも政治倫理が議論されている。

更なる市民の期待にこたえる上で、市議会議員等公職にあるものの倫理感を一層強めることが求められる。

政治倫理条例に記された目的を名実ともに実行する上で、条例をより厳密化し、倫理の向上に資する為に改正する。

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例

取手市政治倫理条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「公共工事」の次に「、業務委託」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 3 市長等及び議員は、前2項の規定により資産等報告書等を提出するときは、その配偶者、被扶養者及び同居の親族（以下「配偶者等」という。）の資産等報告書等をあわせて提出しなければならない。

第8条第3項中「公募に応じた者のうちから、」の次に「いずれも議会の同意を得て」を加え、同条第4項を次のように改める。

- 4 審査会の委員の任期は2年とし、専門的知識を有する者の委員中に欠員が生じたときは、市長は速やかに議会の同意を得てこれを補充する。また、公募に応じた者の委員中に欠員が生じたときは、市長は速やかに公募をし、公募に応じた者のうちから、議会の同意を得てこれを補充する。第8条第6項中「非」を削り、「公開するときは」を「やむを得ず非公開とするときは」に改める。第11条第1項を次のように改める。

第11条 市民は、次の各号に掲げる場合は、これを証する資料等を添えて市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

- (1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき
 - (2) 市長等又は議員がこの条例に定める政治倫理基準に反する疑いがあるとき
 - (3) 市長等又は議員が第17条第1項及び同条第2項に違反する疑いがあるとき
- 第16条及び第17条を次のように改める。

（契約の辞退）

第16条 次の各号に掲げる企業は、第2条第1項第3号に規定する契約（ただし、1回の契約につき5万円未満の契約を除く。）を辞退しなければならない。

- (1) 市長等、議員若しくは市長又は議員の1親等以内の親族が役員を務める企業
- (2) 市長等又は議員が実質的に経営に携わる企業
- (3) 市長等又は議員に対して年間5万円以上の報酬、給与等を支払っている企業

2 市長等又は議員の2親等の親族が役員をしている企業は、第2条第1項第3号に規定する契約（ただし、1回の契約につき5万円未満の契約を除く。）を辞退するよう努めるものとする。

（契約辞退届）

第17条 市長等及び議員は、前条の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑が生じないよう責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。

- 2 前項の辞退届は、市長等又は議員の任期開始の日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。
- 3 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを、速やかに市長に送付しなければならない。
- 4 市長は、市長等及び議員の辞退届の提出状況を市広報等で公表するものとする。

第18条を第19条に繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（条例違反等に対する措置等）

第18条 市長及び議長は、この条例に定める政治倫理基準に反する疑いがあると認めるとき、第17条第1項及び同条第2項に違反する疑いがあると認めるとき又は第11条に基づく調査の請求が提出されたときは、直ちに審査会に調査を求めなければならない。

2 調査の結果、審査会が、この条例に違反していると回答したときは、市長は審査会の回答を市

広報等で公表するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市長等又は議員の職にある者については、第17条第2項の規定中「市長等又は議員の任期開始の日から30日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から30日以内」と読み替えて、この規定を適用する。

議員提出議案第8号

取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年11月27日

取手市議会議長

赤羽直一様

提出者	取手市議会議員	貫井	徹
〃	〃	倉持	光男
〃	〃	石井	章

提案理由

金融不況の中、議会として、執行部、市民へ、行財政改革の強い意志を明確にするため。

取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

取手市議会議員の定数を定める条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「24人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第9号

取手市議会議員の期末手当の特例に関する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年11月27日

取手市議会議長

赤羽直一様

提出者	取手市議会議員	佐藤	清
〃	〃	貫井	徹
〃	〃	石井	章
〃	〃	岡部	正敬

〔提案理由〕

議長、副議長及び議員の期末手当について、減額の措置を講ずるため、本条例を制定するもの。

取手市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号。以下「議員報酬等条例」という。）に規定する期末手当の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議員の期末手当の特例)

第2条 議長、副議長及び議員に対し平成20年12月に支給する期末手当の額は、議員報酬等条例第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

付 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月27日

取手市議会議長
赤羽直一殿

発議者	取手市議会議員	小嶋 吉浩
〃	〃	朝比奈通子
〃	〃	結城 繁

議員提出議案第9号 取手市議会議員の期末手当の特例に関する条例についてに対する修正動議

上記の修正案を、別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出します。

〔発議理由〕

議会は二元代表制の上で議決をしてきた責任があり、この難局を執行部、議会が一丸となり乗り切るため、決意を市民に表明するため。

議員提出議案第9号 取手市議会議員の期末手当の特例に関する条例についての修正案

議員提出議案第9号 取手市議会議員の期末手当の特例に関する条例についての一部を、次のとおり修正する。

第2条中「100分の10」を「100分の30」に改める。

議員提出議案第10号

取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年11月27日

取手市議会議長
赤羽直一様

提出者	取手市議会議員	佐藤	清
〃	〃	岡部	正敬
〃	〃	斉藤	勝久

[提案理由]

行財政改革に寄与するため、議員定数を削減するもの。

取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

取手市議会議員の定数を定める条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「26人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第11号

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年12月5日

取手市議会議長
赤羽直一様

提出者	取手市議会議員	結城 繁
〃	〃	岡部 正敬
〃	〃	佐藤 清
〃	〃	石井 章

〔提案理由〕

今までの政治倫理条例をさらに厳密化し、市議会議員等、公職にある者が、自らを律することによって、市民に疑念を生じさせないようにするため。

取手市政政治倫理条例の一部を改正する条例

取手市政政治倫理条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「公共工事」の次に「、業務委託」を加える。

第11条第1項を次のように改める。

市民は、次の各号に掲げる場合は、これを証する資料等を添えて市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

- (1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。
- (2) 市長等又は議員がこの条例に定める政治倫理基準に反する疑いがあるとき。
- (3) 市長等又は議員が第17条第1項及び同条第2項に違反する疑いがあるとき。

第16条及び第17条を次のように改める。

（契約の辞退）

第16条 次の各号に掲げる企業は、第2条第1項第3号に規定する契約（ただし、1回の契約につき20万円未満の契約を除く。）を辞退しなければならない。

- (1) 市長等若しくは議員又は市長等若しくは議員の1親等以内の親族が役員を務める企業
- (2) 市長等又は議員が実質的に経営に携わる企業
- (3) 市長等又は議員に対して年間5万円以上の報酬、給与等を支払っている企業

2 市長等又は議員の2親等の親族が役員をしている企業は、第2条第1項第3号に規定する契約（ただし、1回の契約につき5万円未満の契約を除く。）を辞退するよう努めるものとする。

（契約辞退届）

第17条 市長等及び議員は、前条の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑が生じないよう責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。

2 前項の辞退届は、市長等又は議員の任期開始の日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

3 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを、速やかに市長に送付しなければならない。

4 市長は、市長等及び議員の辞退届の提出状況を市広報等で公表するものとする。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（条例違反等に対する措置等）

第18条 市長及び議長は、この条例に定める政治倫理基準に反する疑いがあると認めるとき、第11条に基づく調査の請求が提出されたとき又は第17条第1項及び同条第2項に違反する疑いがあると認めるときは、直ちに審査会に調査を求めなければならない。

2 調査の結果、審査会がこの条例に違反していると回答したときは、市長は審査会の回答を市広報等で公表するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に市長等又は議員の職にある者については、第17条第2項の規定中「市長等又は議員の任期の開始の日から30日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から30日以内」と読み替えて、この規定を適用する。

意見書案31号

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月2日

提出者	取手市議会議員	貫井	徹
賛成者	〃	齋藤	久代
〃	〃	阿部	洋子
〃	〃	染谷	和博

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

バブル経済崩壊以降、わが国の雇用形態は大きく変化してきました。多様な働き方ができる社会になりましたが、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっています。いま必要とされていることは、雇用確保と併せてより良い労働環境の整備です。

特に長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つです。厚労省の集計によると、子育て期にあたる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働（月80時間を超える残業）をしています。また、男性が家事や育児にかかる時間は他の先進国と比較して最低レベルです。こうしたことが、「結婚できない」「子どもを産めない」「女性の子育ての負担感が大きい」ことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっています。

また、日雇い派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎます。

誰もが将来への希望を持って働くことができる社会の実現をめざすため、政府におかれては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望します。

記

- 1 法定割増賃金率の引き上げやサービス残業の取締強化を図ること。
- 2 日雇派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣・厚生労働大臣

意見書案32号

労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月5日

提出者 取手市議会議員 林 京
" " 野口利枝子

労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書

働いてもまともな暮らしのできない「ワーキングプア」が社会問題化し、不安定で低賃金の非正規雇用労働者が増大している。

米国発の金融危機が広がり、景気悪化が深刻になる中で大企業による派遣労働者や期間労働者の大規模な解雇が広がっている。今後さらに解雇が拡大すれば、景気悪化と雇用破壊の悪循環に陥ることになる。政府においては、派遣社員・期間社員などの大量解雇・雇い止めを中止し、雇用維持に最大限の努力をするよう、経済団体・主要企業に指導・監督を強化することが求められている。

特に急増している派遣労働者の圧倒的多数が、仕事があるときのみ雇用される登録型派遣労働者であり、極めて不安定な雇用と低賃金のもとに置かれ、日雇い派遣やスポット派遣といった使い捨て労働も増大している。その大もとには、労働者派遣法において、対象業務を原則自由化するなどの規制緩和を進めてきたことがある。

政府は11月4日の閣議で、日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ労働者派遣法の改定案を決定した。しかし、その内容は、一定の規制強化の方向を打ち出しているものの、派遣労働者の7割を占める登録型派遣の規制を見送るなど不十分な内容にとどまっている。今必要なことは、非正規雇用の増大に歯どめをかけ、ワーキングプアを解消するために、雇用の原則は直接雇用を確認すること。当面、労働者派遣法制の改定案に対しては、以下のような抜本的改正を行うことである。

特に、①派遣労働を一時的・臨時的な業務に限定し、常用雇用の代替にしてはならないことを明記すること。②労働者派遣は、常用型派遣を基本とし、極めて不安定な働き方である登録型派遣は原則禁止して専門的業務に限定すること。③30日を超える短期雇用も含め日雇い派遣を全面的に禁止することなどが必要である。

よって、政府においては、労働者派遣法の改正に当たり、上記の点を反映させた抜本的な改正を行い、労働者の雇用と生活の安定を図るルールを確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣

意見書案33号

国の制度改革・拡充に伴う財源措置に関する意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月2日

提出者	取手市議会議員	染谷	和博
賛成者	〃	貫井	徹
〃	〃	齋藤	久代
〃	〃	阿部	洋子

国の制度改革・拡充に伴う財源措置に関する意見書

国は地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることを目指して地方分権改革を進めている。

このような中、近年、国においては、各種医療制度改革、妊婦健康診査の拡充、国民健康保険税・個人住民税の公的年金からの特別徴収の導入等、制度改革・拡充を毎年のように実施しており、これに伴うサービス拡大による経費の増高や、電算処理システムの構築・改修等、多額の経費が必要となっている。

しかし、これらの経費の財源措置は、一部に国庫負担があるもの、全額交付はされていない。また、地方交付税において財源措置がなされていても、普通地方交付税が不交付である地方公共団体ではその財源措置を受けることはできず、多額の財政負担を強いられている。このことは地方分権改革の推進にも影響を与えるものである。

このような国の各種制度改革・拡充に当たって生ずる経費については、本来、国の責務において対処されるべきものである。

よって、国におかれては、事業を実施するすべての地方公共団体に対し、地方交付税による措置ではなく、必要かつ適切な財源措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣

意見書案第34号

消費税増税に反対し、食料品の非課税化を求める意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月5日

取手市議会議長
赤羽直一様

提出者	取手市議会議員	高木 晶
〃	〃	石井 章
〃	〃	小泉真理子
〃	〃	遠山智恵子
〃	〃	細谷 典男

消費税増税に反対し、食料品の非課税化を求める意見書

相次ぐ社会保障制度の低下と増税、派遣など不安定雇用・低賃金で庶民の収入は減少し、その上、物価高で内需は冷え込むばかりです。アメリカ発の金融危機が国民生活を直撃し、日本経済はますます悪化しています。このもとで「家計を応援してほしい」「せめて生活必需品には消費税をかけないでほしい」というのが、国民の切実な声です。ところが、麻生太郎首相は「一回限りの給付金」など追加経済対策とともに、「3年後の消費税引き上げ」を明言しました。まさに「バラマキ一瞬、増税一生」です。

首相の諮問機関である政府税制調査会は、11月28日の総会で、2009年度税制「改正」に向けた答申を決定し、麻生首相に提出しました。答申は、消費税増税の実施時期を12月中に明らかにするよう求めています。

「社会保障のため」を増税の口実とする議論もあります。しかし、消費税が導入されて19年、医療・年金などの社会保障は改悪の連続です。この間の消費税の合計は188兆円に比べ、法人三税の減収は159兆円にも上り、消費税は大企業の減税の穴埋めに回されました。

そもそも消費税は、大企業は1円も負担せず、大資産家は負担が軽く、所得の低い人ほど重い逆進的な最悪の税金です。増税は「貧困と格差」をいっそう拡大し、消費が落ち込み、地域経済がさらに悪化することは明らかです。

社会保障の財源には、大型開発や軍事費などの無駄づかいを改め、大企業や大資産家への行き過ぎた優遇税制をやめ、儲けに応じた負担を求めることです。

世界同時不況の中、イギリスは11月24日「金融・経済危機に対応する」とし、消費税（付加価値税）の2.5%減税を発表しました。欧州連合（EU）委員会は、26日、各国に消費税（付加価値税）や労働者の所得税減税を勧告する内容を含む「欧州経済回復計画」を発表しました。ヨーロッパ諸国の経済危機への対策は、購買力の下支えを行う、労働者の所得税と消費税の減税が大きな流れになっています。

日本政府の行うべき経済対策も、国民の暮らしを守り、内需拡大への対策が求められます。ついては、以下の事項の実現を求めるものです。

記

- 一、消費税の増税は行わないこと。
- 二、食料品の消費税を非課税にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 財務大臣 総務大臣

意見書案35号

安心の介護サービスの確保を求める意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月4日

提出者	取手市議会議員	阿部	洋子
賛成者	〃	貫井	徹
〃	〃	齋藤	久代
〃	〃	染谷	和博

安心の介護サービスの確保を求める意見書

介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われてきた。2000年4月にスタートした介護保険も来年4月からいよいよ第4期目。現在、各自治体で介護保険事業計画の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。

そうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引き上げが望まれているが、報酬引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなってハネ返ってくるだけに、慎重な議論が必要である。

よって、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るために、政府におかれては、以下の点について取り組みを行うよう強く要望します。

記

- 1 介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査に基づき、地域における介護サービスが的確に実施できるよう、サービスごとの人の配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。
- 2 介護報酬の引き上げが、1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を行うこと。介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しや、市町村ごとの柔軟な決定ができるよう配慮すること。
- 3 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実を図ること。
- 4 介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や新たに福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣・厚生労働大臣

意見書案36号

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月2日

提出者	取手市議会議員	齋藤	久代
賛成者	〃	貫井	徹
〃	〃	阿部	洋子
〃	〃	染谷	和博

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかつただけでなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。

現在、農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書（6月13日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

については、政府において、以下の対策を講じられるよう強く要望するものである。

記

- 1 偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。
- 2 農作業の工程管理や農業から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。
- 3 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。
- 4 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を早期創設すること。
- 5 不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や、製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を早期制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣・農林水産大臣

意見書案第37号

地方議会議員年金制度に関する意見書について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月10日

提出者	取手市議会議員	岡部 正敬
〃	〃	貫井 徹
〃	〃	石井 章
〃	〃	倉持 光男
〃	〃	平 由子
〃	〃	佐藤 清
〃	〃	小泉真理子

地方議会議員年金制度に関する意見書

地方議会議員の年金制度については、地方議会議員互助年金法に基づき昭和36年に任意の互助年金制度として発足し、翌37年に地方公務員共済組合法により強制加入とされ、その後、数次の改正を経て現在に至っている。この間、退職議員やその遺族に対し、年金や一時金が支給され、その生活の安定に大きな役割を果たしている。

昨年の4月には、掛金の引き上げ、年金給付の引き下げなどの法改正がなされたところであるが、市議会議員共済会においては平成19年度決算においても200億円を越す単年度赤字となり、今後も継続的な損失金が見込まれ、積立金が減少していく非常に厳しい財政状況となっている。

その最大の要因は、国策によって進められた平成の市町村合併の影響を議員年金財政が受けたことにある。市町村合併特例法では、このような市町村合併の推進に伴う影響について「議員共済会の運営状況を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする」とされ、同法に基づく特例措置も図られたところではあるが、法改正後の収支の状況を見ると、合併の影響に対する措置は不十分である。

現行の掛金率や市町村の負担金率は既に高水準にあることや、市町村合併以降に年金受給者が急増し、「市議会議員1人が3人の受給者を支える」構造になっていることなどを踏まえると、市町村合併の影響額に見合う特例措置などの国の支援なくしては議員年金制度の維持は大変困難な状況にあるといわざるを得ない。

よって、国においては、早急な抜本的見直しの必要に迫られている地方議会議員年金制度に対し、上記の事情を勘案の上、特段の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

茨城県取手市議会

提出先 衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣

請 願 第 11 号
受 付 平成20年11月17日
付 託 平成20年12月 8日

紹介議員 倉持光男

山王小学校の存続に関する請願

請願趣旨

現在、全国的に少子化が進み、取手市においても例外ではなく、少子化問題は大きな課題となっています。そのような中で市は小中学校の「適正規模適正配置審議会」を設置して小中学校の将来の適正配置等について検討がされ答申が公表されました。

その答申には、私たちの母校である山王小学校が六郷小学校との統廃合の対象校と位置づけられました。

山王小学校は、取手市内で一番歴史のある小学校であり、山王地域の子供たちの学びと健全な成長の場として欠かせない存在であるとともに、地域コミュニティの拠り所として大きな役割を果たしております。

また、今後の山王地域の活性化、安定した地域基盤づくりを進める上でも必要不可欠です。

山王地域にとって、昔から慣れ親しんだ小学校がなくなるということは、山王地域の歴史と将来を失うことだと言っても過言ではありません。子供たちが安心して勉強できることはもちろんのこと、地域コミュニティの拠り所としても是非とも山王小学校の存続を求めるものです。

・請願事項

1. 山王小学校を統廃合せず単独校として存続させること。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。

平成20年11月17日

請願者
住 所 取手市山王 1497
氏 名 山崎芳彦 外2,704人

取手市議会議長 赤羽 直一 殿

陳 情 第 3 号

受 付 平成20年3月17日

付 託 平成20年6月18日

戸頭公民館のリニューアル化を求める陳情

「陳情趣旨」

平成19年11月末現在、90の登録団体が生涯学習の会場として戸頭公民館を利用しています。利用者はほとんど高齢者で、1団体の構成は最低10名を以ていどである。各団体の学習項目は俳画、書道クラブ、詩吟、碁、将棋、日本舞踊等々で学習は総て2階の各講座室で行われています。従って上記学習行事に参加、もしくは観賞を希望しても、会場が2階のため身障者は勿論、健常者でも足腰の弱い人は、2階に上がれず観賞が出来ないのが現実です。特に日本舞踊の観賞は高齢者にとって唯一の楽しみであり生きがいです。が、上記の理由によって観賞できないことは希望者にとって深刻な問題です。

本件は数年前から地域住民間で話題に上っているが、今に至るも実現していません。よって可及的速やかに改装の実現を求めるものです。

「陳情事項」

- 1、2階に通じるエレベーターを設置すること。
- 2、高齢者が癒しのひとときを享受できるサロンの設置。

以上のとおり陳情します。

平成20年3月10日

陳情者

住 所 取手市戸頭4-8-5-101

氏 名 末 次 秋 良 外1人

取手市議会議長 赤羽 直一 殿

陳 情 第 5 号

受 付 平成20年6月 5日

付 託 平成20年6月18日

白山1地区に新設された6-3道路に関する陳情

・陳情趣旨

取手駅北地区区画整理事業もC街区の区画整理など進捗を見せています。白山1地区では歩行者専用道路の設置などについて近隣の住民で話し合い、要望しているところですが合理的な結論はいまだ得られない状況です。

つきましては今後の計画に以下の3点を組み入れていただきたく陳情いたします。

・陳情事項

①歩行者・自転車専用道路を県有地の6号線側でなく、西口側(南側)に設置すること。(図参照)
歩行者・自転車専用道路の設置位置は、子供を中心とした自転車の安全の面から西口側に設置することを要望します。

また、高齢者・身障者のバリアフリーの観点からも西口側設置が望ましいと考えます。

北地区区画整理課の主張する国道側では設置する意味が半分以下になると考えます。通学路としての意味はどちらに設置してもほとんど変わりません。

②6-3道路が車両通行不能となった場合の道路用地の確保

6-3道路が車両通行不能となった場合などの緊急事態に備え、緊急時に車両が通行できるよう歩道を幅4m以上確保することを要望します。

③A地点カーブの県有地を使った是正(図参照)

このカーブは直角未満に曲がっているため、非常に鋭角なカーブであり、一時停止やミラーがほとんど意味をなしておらず危険です。

これからのハイブリットカー時代にこのようなカーブは危険と考えます。県有地を利用して改善することを要望します。

以上、陳情いたします。

平成20年6月5日

陳情者

住 所 取手市白山1-4-14

氏 名 吉岡 巖 外7人

取手市議会議長 赤羽 直一 殿

陳 情 第 9 号

受 付 平成20年10月16日

付 託 平成20年12月 8日

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を提出してください。

理 由

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待が高まっています。「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が、2006年以來、毎年、衆参両院において全会派一致で採択されていることは、こうした国民の声の反映に他なりません。

しかし、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行しているものと言わざるを得ません。こうした改革がすすめば、子どもの福祉よりも効率が優先され、過度の競争が強まることとなります。保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになるでしょう。

保育の実施責任を担う市町村が、地域の実情に応じて保育・子育て支援施策拡充のための努力をすることは当然ですが、すべての自治体で旺盛な施策の前進をはかり、国全体として保育の維持向上を実現するためには、国と自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、これを拡充すること、すなわち国家的な基準（最低基準）の底上げと、財政の後押しが必要不可欠です。真に少子化対策をすすめるのであれば、国としてこの分野における予算枠を大幅に増やすことが急務といえます。

つきましては、国に対して、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を提出していただきたく陳情いたします。

以上の理由を述べて陳情いたします。

2008年10月15日

取手市議会議長 様

陳情者

住 所 つくば市花畑3-9-10

団 体 名 茨城県自治体労働組合連合

代表者氏名 執行委員長 石引正則 外1人

陳 情 第 10 号

受 付 平成20年10月22日

付 託 平成20年12月 8日

第三次ごみ処理施設更新についての陳情書

趣旨

脱焼却を大前提に、地元住民は第三次ごみ処理施設の建設を容認してきた。8年間に20回にも及び地元住民を含む検討委員会で、安全・安心を確保できる施設規模、機種等を検討、決定してきた。

この度、守谷市議会、取手市議会で第三次ごみ処理施設建設を白紙にする意見書が採択された。しかし、今回採択された意見書では、焼却炉が『ガス化熔融』（脱焼却）から、『ストーカー炉』（焼却）に逆戻りする、つまり安心・安全より値段を優先する内容となっており、到底、現在の場所での「第三次ごみ処理施設の建設」を容認することはできないものである。

私たち地元住民としては、当然他の市町村に移転していただくのがもっとも望ましいので、建設用地の選定も含めて、白紙に戻していただきたい。

陳情事項

第三次ごみ処理施設について、「脱焼却」が実行されなければ「住民の生命に対する安全・安心」が担保されないので、守谷市以外に、建設予定地を移すこと。

取手市議会議長 赤羽直一 殿

平成20年10月20日

陳情者

住 所 守谷市野木崎 1614

団体名 守谷市野木崎地区・大木地区住民有志

氏 名 有志代表 野口純市 外4人

陳 情 第 11 号

受 付 平成20年11月14日

付 託 平成20年12月 8日

私立幼稚園児保育料補助金の増額と私立幼稚園施設運営費他補助金の増額に関する陳情

・陳情趣旨

現在、私立幼稚園児の保護者に対し、経済的負担の軽減と幼児教育振興を目的として保育料の一部補助を受けておりますが現実には公立と私立の格差はあまりにも大きく、その差はまだまだ埋まっておられません。長引く不況で、教育費は家計の大きな負担になっています。

私立幼稚園の幼児教育の更なる質の向上と、よりいっそう充実した運営のためにも、保護者の経済的負担軽減のためにも、補助金の大幅な増額をお願いしたく陳情いたします。

・陳情事項

1. 取手市私立幼稚園児保育料補助金の増額
2. 私立幼稚園施設運営費補助金の増額
3. 取手市私立幼稚園障害児補助金の増額

以上、陳情いたします。

平成20年11月14日

取手市議会議長 殿

陳情者代表

住 所 取手市駒場 4-14-8

団 体 名 取手私立幼稚園父母の会連合会

代表者氏名 安達あい 外5,331人

平成20年第4回取手市議会定例会における議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

市長提出議案

整理番号	件名	提出年月日	備考
議案第66号	取手市長，副市長，教育長及び職員の給与の特例に関する条例について	平成20年11月27日	
議案第67号	取手市職員の育児休業等に関する条例及び取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	平成20年11月27日	
議案第68号	取手市税条例の一部を改正する条例について	平成20年11月27日	
議案第69号	取手市保育所設置条例及び取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について	平成20年11月27日	
議案第70号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	平成20年11月27日	
議案第71号	取手地方広域下水道組合規約の変更について	平成20年11月27日	
議案第72号	市道路線の認定について	平成20年11月27日	
議案第73号	平成20年度取手市一般会計補正予算（第4号）	平成20年11月27日	
議案第74号	平成20年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	平成20年11月27日	
議案第75号	平成20年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	平成20年11月27日	
議案第76号	平成20年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	平成20年11月27日	
議案第77号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	平成20年12月8日	

議案付託表

平成20年第4回定例会

○総務消防常任委員会

事件の番号	件名
議員提出 議案第11号	取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議会改革調査特別委員会

事件の番号	件名
議員提出 議案第8号	取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
議員提出 議案第10号	取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

請願文書表

平成20年第4回定例会

受付 番号	受付 月 日	件 名	請 願 者 (紹介議員氏名)	付託委員会
11	11/17	山王小学校の存続に関する 請願	取手市山王 1497 山崎芳彦 外 2,704 人 (倉持光男)	文教厚生

陳情文書表

平成20年第4回定例会

受付 番 号	受付 月 日	件 名	陳 情 者	付託委員会
9	10/16	現行保育制度の堅持・拡充と 保育・学童保育・子育て支援 予算の大幅増額を求める意見 書提出を求める陳情書	つくば市花畑 3-9-10 茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 石引正則 外 1 人	文教厚生
10	10/22	第三次ごみ処理施設更新につ いての陳情書	守谷市野木崎 1614 守谷市野木崎地区・大木地区住 民有志 有志代表 野口純市 外 4 人	総務消防
11	11/14	私立幼稚園児保育料補助金の 増額と私立幼稚園施設運営費 他補助金の増額に関する陳情	取手市駒場 4-14-8 取手私立幼稚園父母の会連合会 安達あい 外 5,331 人	文教厚生

平成 20 年 12 月 9 日

取手市議会議長
赤羽直一様

総務消防常任委員会
委員長 中村 修

委員会審査報告書

当委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議員提出 議案第 4 号	取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議員提出 議案第 11 号	取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について	否決

平成20年12月10日

取手市議会議長
赤羽直一様

文教厚生常任委員会
委員長 結城 繁

審査報告について

当委員会に付託された陳情は審査の結果、下記のとおり決したから、会議規則第136条及び第138条の規定により報告します。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1. 受付番号 | 陳情第 3号 |
| 2. 受付年月日 | 平成20年 3月17日 |
| 3. 付託年月日 | 平成20年 6月18日 |
| 4. 件名 | 戸頭公民館のリニューアルを求める陳情 |
| 5. 陳情者
住所及び氏名 | 取手市戸頭4-8-5-101
末次秋良 外1人 |
| 6. 委員会の意見 | 本陳情に関し、当委員会は慎重に審査を行った結果、願意は妥当であると認め、採択と決した。 |
| 7. 審査の結果 | 採 択 |
| 8. 措 置 | 執行機関に送付し、その処理経過及び結果の報告を請求する。 |

平成20年12月11日

取手市議会議長
赤羽直一様

駅周辺対策特別委員会
委員長 高木 晶

審査報告について

当委員会に付託された陳情は審査の結果、下記のとおり決したから、会議規則第136条及び第138条の規定により報告します。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1. 受付番号 | 陳情第 5号 |
| 2. 受付年月日 | 平成20年 6月 5日 |
| 3. 付託年月日 | 平成20年 6月18日 |
| 4. 件名 | 白山1地区に新設された6-3道路に関する陳情 |
| 5. 陳情者
住所及び氏名 | 取手市白山1-4-14
吉岡 巖 外7人 |
| 6. 委員会の意見 | 本陳情に関し、当委員会は慎重に審査を行った結果、願意は妥当であると認められず、不採択と決した。 |
| 7. 審査の結果 | 不採択 |

平成20年12月9日

取手市議会議長
赤羽直一様

総務消防常任委員会
委員長 中村 修

審査報告について

当委員会に付託された陳情は審査の結果、下記のとおり決したから、会議規則第136条及び第138条の規定により報告します。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1. 受付番号 | 陳情第10号 |
| 2. 受付年月日 | 平成20年10月22日 |
| 3. 付託年月日 | 平成20年12月 8日 |
| 4. 件名 | 第三次ごみ処理施設更新についての陳情書 |
| 5. 陳情者
住所及び氏名 | 守谷市野木崎 1614
守谷市野木崎地区・大木地区住民有志
有志代表 野口純市 外4人 |
| 6. 委員会の意見 | 本陳情に関し、当委員会は慎重に審査を行った結果、願意は妥当であると認め、採択と決した。 |
| 7. 審査の結果 | 採択 |

平成20年12月10日

取手市議会議長
赤羽直一様

文教厚生常任委員会
委員長 結城 繁

審査報告について

当委員会に付託された陳情は審査の結果、下記のとおり決したから、会議規則第136条及び第138条の規定により報告します。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1. 受付番号 | 陳情第 9号 |
| 2. 受付年月日 | 平成20年10月16日 |
| 3. 付託年月日 | 平成20年12月 8日 |
| 4. 件名 | 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書 |
| 5. 陳情者
住所及び氏名 | つくば市花畑3-9-10
茨城県自治体労働組合連合 執行委員長
石引正則 外1人 |
| 6. 委員会の意見 | 子育て支援予算の大幅増額は賛成できるものの、現行保育制度の堅持・拡充については、現行制度が最も優れているとは言い切れないため、不採択と決した。 |
| 7. 審査の結果 | 不採択 |

平成20年12月10日

取手市議会議長
赤羽直一様

文教厚生常任委員会
委員長 結城 繁

審査報告について

当委員会に付託された陳情は審査の結果、下記のとおり決したから、会議規則第136条及び第138条の規定により報告します。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1. 受付番号 | 陳情第11号 |
| 2. 受付年月日 | 平成20年11月14日 |
| 3. 付託年月日 | 平成20年12月 8日 |
| 4. 件名 | 私立幼稚園児保育料補助金の増額と私立幼稚園施設運営費他補助金の増額に関する陳情 |
| 5. 陳情者
住所及び氏名 | 取手市駒場 4-14-8
取手私立幼稚園父母の会連合会
安達あい 外5,331人 |
| 6. 委員会の意見 | 各補助金の増額を求める本陳情の趣旨は十分理解できるものの、具体的に増額を求める金額についての記載がないため、趣旨採択と決した。 |
| 7. 審査の結果 | 趣旨採択 |

平成20年12月10日

取手市議会議長
赤羽直一様

文教厚生常任委員会
委員長 結城 繁

閉会中の継続審査の申し出について

当委員会に付託の下記事件については、継続審査をいたしたく会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 請願第11号 山王小学校の存続に関する請願

2. 理 由 本件の内容経過など慎重審査を要するため。

平成20年12月10日

取手市議会議長
赤羽直一様

議会改革調査特別委員会
委員長 倉持 光男

閉会中の継続審査の申し出について

当委員会に付託の下記事件については、継続審査をいたしたく会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- | | | |
|--------|------------------------|------------------------------------|
| 1. 事 件 | 議 員 提 出
議 案 第 8 号 | 取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する
条例について |
| | 議 員 提 出
議 案 第 1 0 号 | 取手市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する
条例について |
| 2. 理 由 | 慎重審査を要するため。 | |

取 議 発 第 1 0 0 号
平成20年11月21日

取手市長

藤 井 信 吾 様

取手市教育委員会委員長

倉 持 一 美 様

取手市農業委員会会長

齊 藤 繁 様

取手市議会議長

赤 羽 直 一

一般質問について（通知）

平成20年第4回取手市議会定例会において、別紙のとおり市政に関する一般質問をする予定でありますから、あらかじめご通知いたします。

一般質問発言通告事項一覧表

12月1日(月) 予定

平成20年第4回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	平 由子 議 員	かしこい自治体（経済・生活・雇用） 所得再分配（格差をなくすること）の必要性	① 1929年、金持ちは途方もなく金持ちだった。一方、食うに困る人がいた。 ② 1929年とブッシュマイホーム対策の類似性 ③ 恐慌長期化に係る5点	市長 教育委員長
		時代の空気	① 無気力な空気が何か手を打つことごとく妨げた。人を血祭りに上げる人々。一番結果を予測できないのが言葉である。一つ間違えればおぞましい結果を引き起こしかねない。しかも責任者をはっきりと名指しできるから、発言者は確実に血祭りに上げられるだろう。文字通り沈黙は金となっていた。自ら望んで役立たずになっていた。	教育委員長
		フーバー大統領の次期大統領に送ったあの有名な書簡について	① そういった人たちに説得された両党首脳は、デフレと恐慌を防ぐ手段をどれも却下するに至ったのである。その影響は深刻だった。 ② 何も具体的な行動につながらなくても、会議を開くこと自体が目的の無目的会議。	教育委員長
		金融上の判断と政治上の配慮は逆方向に働く	① 長期に見れば経済を救う措置であっても、現在の安寧と秩序を乱すものであれば、決して高くは評価されない。今は何もしないでおこう。このような考え方に陥るからこそ、事態が悪化していると知りながら、状況は基本的には健全であるという言葉が口にするのだと。	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
		取手市ニューディールは？打つ手をすべて打つべきではないか	① 20%－25%の失業者を出した10年間（1929－39） ② 正しい政策を貫徹できないことと、間違った政策を貫徹することの間には、天と地ほどの差がある。 ③ 失業者はどんどん増える傾向にある対策は。 ④ 大量の失業者が発生している状況では、原則の硬直的な適用にこだわるのは危険である。	市長
		深刻な不況にしかるべく対処する政策とは	① 原則の硬直的な適用にこだわるのは危険である。しかし、過去の事例に惑わされた人は、この問題を新しい視点から考えようとしな。政策の選択肢の拡大を。	市長 教育委員長
		議論を戦わす仕組みを	① 確信が持てないときほど独断的になりやすい。不透明な社会に市民責任判断直接民主主義システムを。	市長
		現実を直視	① 私たちは自分の置かれた状況を、もったときちんと理解する必要に迫られている。市の耕作地で何パーセントの住民を養えるか。耕せる土地はどのくらいあるか。今後、市の農業はどのような政策で臨むのか。	市長 農委員長
		来年度の予算について	① 財政逼迫の中、何を削減して何をやろうとするのか。	市長
		ふるさと納税について（1003－623＝380人）にふるさと納税呼びかけはどうか	① 大阪市長のふるさと納税呼びかけに思う。	市長
		身分官僚制打破こそ本筋ではないか	① より成熟した民主主義を	市長 教育委員長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
2	高木 晶 議 員	「財政危機」？打開と 2009 年度予算編成に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ① 「財政危機」？は、国と地方の失政によるものでは。 ② 法人市民税不足の解消策は、市民の負担増なく、基金活用などで打開すること。 ③ 合併支援県補助 5 億円（東西自由通路分）は生活基盤整備に用途変更を。 ④ 合併支援道路（3・4・3号線）への県負担拡大は当然だと考えるが。 ⑤ UR 区画整理事業への公管金要求は拒否せよ。 ⑥ 常総広域焼却施設建て替え計画の再検討求めよ。 	市 長
		市民福祉と財政効率を 両立させた財政の健全化を 図ること	<ul style="list-style-type: none"> ① 物件費増加の外部委託拡大やめ、内部化を図ること。 ② 下水道組合の基礎自治体事務化を含め関係する一部事務組合改革を。 ③ ムダな公共事業見直し、福祉型公共事業優先で地元中小発注拡大を。 ④ 公共団体・民間大企業の正規雇用化を図ること。 ⑤ 人口減少傾向に歯止め、子育て、少子化対策を拡充すること。 	市 長 教育委員長
3	佐藤隆治 議 員	財政問題について	<ul style="list-style-type: none"> ① 今年度の財源不足をどのように乗り切るのか？ ② 平成 21 年度以降の予算編成について ③ 新たな歳入の確保へ向けての取り組みについて 	市 長
		子育て支援について	<ul style="list-style-type: none"> ① 公立幼稚園について ② 公立保育所について ③ 次世代育成支援地域行動計画について 	市 長 教育委員長
		交通安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内の交通事故の現状と交通安全の取り組みについて ② 規制を設けていない住宅地での交差点事故防止について 	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	染谷和博 議員	庁内パソコンへの無料ソフト（オープンオフィス）の導入	① パソコン導入時の費用削減とパソコン文書の管理効率化	市長
		ボランティア休暇制度の運用と各団体主催イベントの職員の出席について	① ボランティア休暇の取得状況とイベント出席時の職員の取り扱い	市長
		自転車通勤促進のための通勤手当改正について	① 自動車通勤を減らし自転車通勤を増やすことによる通勤費の削減及びCO2の削減	市長
		受動喫煙防止対策促進について	① たばこの煙のないお店の認定	市長
		国民健康保険税を滞納している「無保険の子」の対応について	① 取手市の対応についてと現状の把握	市長
		小中学校における不登校について	① 不登校といじめの因果関係について	市長 教育委員長
		新型インフルエンザ対策について	① 取手市の備えは万全か！	市長
5	貫井徹 議員	景気減速。行財政改革の具体策は、市長退職金改正から！	① 4年間ごと約2千万円の市長の退職金は、どのように弁明しようが、善良な市民に理解されない。 ② 再雇用問題 ③ 地域手当廃止	市長
		ネットワークビジネス（マルチ商法）	① 取手市民からも被害の訴えがある	市長
		定額給付金支給への取手市の取り組み	① 取手市の取り組み体制は、所得制限は。	市長
		議員提出条例「取手市自転車安全利用条例」の徹底で、自転車事故撲滅！	① 井野団地周辺で死亡事故。国道294号線でも人身事故が発生した。	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
		議員提出条例「取手市環境基金設置条例」施行の進捗は！	① 9月議会、環境問題に理解のある多くの議員の賛同で成立した。その後の経過を伺う。	市長
		取手発、小・中学校の英語教育の充実	① 教育の世紀、市外にアピールできる小・中学校の英語教育の充実。	市長
6	齋藤久代議員	「安心・安全」最優先の予算編成について —地震対策・水害対策—	① 厳しい財政状況であるが、優先的に対策を講じるべきと考えるが、いかがか。	市長
		ふれあい道路沿線地域の今後の有効活用について	① 将来計画 ② 宮ノ前ふれあい公園の活用	市長
		市民サービスの充実について	① グリーンスポーツセンターの冷暖房について ② 緊急通報装置の設置対象者の拡充について ③ 取手市イベント等における障がい者への配慮について ④ セットバックに伴う道路舗装について	市長 教育委員長
		妊産婦健診 14 回無料化へ向けて	① 要綱の改正など準備計画は？	市長
7	吉田宏議員	10 億円の財源不足見通しについて	① 歳出削減策の具体案	市長

12月2日(火) 予定

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
8	小泉真理子 議員	財政問題について	① 財政の構造改革は、まず、大型公共事業の見直しから ② 今こそ事業仕分けに取り組むべき	市長
		公益通報窓口の設置について	① 平成19年第2回定例会で陳情が採択されたが、その後の対応は？ ② 今後の見通しは？	市長
		HPの充実について	① 市民にとって利用しやすいHPに	市長
		新型インフルエンザに関する住民への周知について	① 各地区に出向いての説明会はできないか。 ② 独居のお年寄りや障がいのある方に対する周知の方法は？ ③ 学校教育の中で、子どもたちにどのような指導をするのか。	市長 教育委員長
9	金澤克仁 議員	排水対策について	① 平成21年度予算編成の重点課題として いるが、具体的な内容は	市長
		道路行政について	① 道路の維持・管理について、緊縮予算が 想定される中での管理体制はどうなる か ② 都市計画3・4・7号の現状と今後の展 望	市長
10	阿部洋子 議員	行政改革	① 市民サービスへの市職員の意識改革 ・ 笑顔マッピング ・ 市民ボランティアへの対応 ・ 障がい者目線	市長
		健康福祉行政	① 自殺予防推進 ・ 相談窓口 ・ 相談員の育成及び地域・行政との連 携 ・ 人材の活用 ・ 普及プログラムの活用	市長
		教育行政	① メディアリテラシー教育の現状と取り 組みについて ② 部活動のあり方	市長 教育委員長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1 1	澤部利勝 議員	市内商工業者の 金融不安対策に ついて	① 市内商工業者に対する緊急金融支援と 金融機関への指導について	市長
1 2	遠山智恵子 議員	子どもクラブ事 業について	① 運営状況と課題、そして今後のあり方を 伺う ② 藤代子どもクラブのトイレ設置等の 改善を問う	市長 教育委員長
		障がい児の子育 て支援について	① 放課後や長期休み期間の対応と日中一 時支援・ガイドヘルプ事業等の充実で安 心して子育てできる環境が必要である。 “ともに生きるまちづくり”に向けての 取り組みを ② 医療ケアを必要とする子への対応と子 育て支援のあり方を伺う ③ 障がい児・者基本計画の策定にあたっ て、その理念と内容は	市長 教育委員長
		藤代駅北口周辺 の改善について	① 取手市まちづくりの視点で優先すべき 課題の一つと考えているが、市長の所見 とその具体策（案）を問う ② 送迎車の混雑解消のためにバスレー ンの改善が図られるが、実現に至ってい ない。遅れた理由と今後の対策を求める。	市長
		排水対策につい て	① 新川第2排水機場の改修計画の進捗状 況 ② 久賀地区湛水防除事業に併せて双葉地 区の排水対策のためにも、連絡水路（幹 排1号）にゲート設置を求める。 ③ 双葉三丁目（古八間排水路に面する辺 り）の冠水対策をどのように把握し、考 えていくのか	市長

12月3日(水) 予定

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
13	林 京 議 員	財政危機に対して 取手市の取るべき 方針について	① 危機の矛先を市民に向けるべきではな いと思うがどうか	市 長 代表監査委員
		雇用について	① 企業の社会的責任を果たさせるべきと 思うがどうか	市 長
		国保制度について	① 抜本的な改善を図り、全ての市民に医 療保障をすべきと思うがどうか	市 長
14	加 増 充 子 議 員	介護保険制度につ いて	① 安心して受けられる介護制度とするた め ・ 保険料の値上げをしないこと ・ 保険料・利用料の減免制度の拡充 を図ること ② 介護職員の雇用条件を改善すること	市 長
		市民・福祉サービ スについて	① 財政危機?に名を借りた切り下げを止 め、拡充を図ること ・ 高齢者・障害者福祉サービス ・ 子育て・教育・安全に係るサービ スなど	市 長 教育委員長
15	結 城 繁 議 員	財政全般	① 税金以外の収入について ② クレジットカードや電子マネーでの納 税進捗状況について ③ 取手市が貸している土地の契約見直し 等 ④ 再任用職員制度活用による滞納整理の 成果について ⑤ 人口減少の対処	市 長
		取手アートタウン について	① これからの市として取り組みについて	市 長
		公衆における迷惑 行為防止について	① 何らかの市としての取り組みはできな いか?	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
16	朝比奈通子 議員	市民サービスの質 的転換を！	① まちづくりのパートナーとしての市民 の育成、人材育成は地域活性のかぎを にぎるのではないか ② 市民にお願いする負担は ③ 必要なサービスを必要な市民に保証す る大原則を確認すべきです！	市長
		都市型農業の創出	① 農業体験型農園の取り組みの状況 ② バイオタウンに向けた取り組みの状況 ③ 特産品づくりに向けた取り組みの状況 ④ これらこそがプロジェクト、連携が必要	市長
		新年度予算編成	① 法人税をどう読んでいるのか ② 職員の意識改革のレベルを問う	市長

12月4日(木) 予定

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
17	石井 章 議 員	商工会の合併について	① 市としての考えは ② 今後の対応は	市 長
		中小企業貸し渋り 対策について	① 緊急保証制度の実効性の確認について ② 保証協会の対応は	市 長
		機構改革について	① 来年度に向けての市長の考え方を伺う ② 適材適所、メリハリの効いた改革を	市 長
18	細谷典男 議 員	財政運営の考え方 について	① 市財政の現状について 市長、市政運営の当初と現段階では認識に違いはあるか ② 地方財政危機の真の原因は何か ・ 国の政策の失敗 ・ 努力してもなくなるもの—公債費「過去の借金」 ・ 平成18年度予算の問題点(危機意識なき予算) 市政の失敗 ③ 取手市財政の中期的見通しについて データの根拠を明らかに ④ 危機の克服について ・ 小手先の小さな改善策か、抜本的、構造的改革か ・ 大規模事業の凍結・中止と、一方、進めるべき事業のスピーディーな促進	市 長
19	野口利枝子 議 員	子どもたちに行き届いた子育て、教育環境を	① 学校耐震化は安心して学ぶ環境の最低条件 ② 学校統廃合でなく、一クラスの子どもの数を少なくし、ゆたかな教育を保障すべき ③ 保育所整備計画は子育て世代に魅力ある施策を	市 長 教育委員長
		雨水排水整備促進 について	① 基本計画(雨水)見直し計画を生かし、どう具体化・実施するのか ② 浸水被害箇所の主なる原因を解明し、解決策を図ること。例えば西一丁目汚水流出・初めて被害にあった野々井1070番台・新取手三丁目、ふれあい道路と6号国道交差点	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
20	小嶋吉浩 議員	「やすらぎ苑」問題について	① やすらぎ苑建設当時の「誓約証」によると平成20年末までの使用期限となっているが、その継続についての協議の行方に市民は心配している。現在の状況はどうなっているのか？	市長
		一時保育について	① 他市町村から取手市内に勤務する者から子供を預かる一時保育の取り扱いがないのはなぜか？	市長
21	佐藤清 議員	取手西一丁目築堤工事	① その後の状況	市長
		行財政の緊急事態宣言	① 非効率、無駄の見直し ② 事務事業の進行管理は ③ 負担金、補助金、交付金など	市長